



■ 提供日 令和2年7月9日（木）

第18回鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議における資料3-2の
補足説明です。

■本市所管施設の取扱いについて（危機管理対策部）

【厚生労働省クラスター対策班からのアドバイス】

- ・鹿児島市は、疫学的には、追跡可能な状況であり、施設を利用休止にする必要性はない。
- ・これまでの、3密等の対策の実施、個人情報の収集の協力依頼などは、有効であり、今後も継続するべき。
- ・個々の施設の対策強化として、席間を空ける・アクリル板を設置する等、各業種のガイドラインに即した対策を取ることを更に促すことが望ましい。
※ただし、疫学的に追跡可能である現時点におけるアドバイスであり、感染状況等に変化があった場合は、その時点で取扱いを見直すべき。

※ 市所管施設については、引き続き、3密対策・利用制限の徹底を行う